

何が変わった？



令和6年度診療報酬改定

～外安全と外感染について～

施設基準は？



令和6年度診療報酬改定にて、外来環が廃止され

外安全

歯科外来診療医療安全対策加算 1・2

外感染

歯科外来診療感染対策加算 1・2・3・4

が新設されました。

外来環に含まれていた、緊急時の対応などの安全管理に関する部分を**外安全**に、感染症対策に関する部分を**外感染**に分け、新たに施設基準が設けられました。



- 移行に伴い2024/3/31時点において、外来環1の届出を行っている場合、2025/5/31までは**外感染1**が算定できます。

但し、2025/6/1以降においては、**再度届出を行う**必要があります。

(厚生省発布/疑義解釈資料の送付について(その1) 歯-1より)

- また、**外安全1・2**については、外来環1又は2の届出を行っていれば、施設基準の「医療安全に関する研修の受講歴等」を満たすことができます。受講者名は常勤歯科医師、「講習名」は外来環の届出時の受理番号を記載してください。

(厚生省発布/疑義解釈資料の送付について(その3) 歯-1より)

外安全

歯科外来診療医療安全対策加算 1・2

初診

歯科外来診療医療安全対策加算1

+12点

歯科外来診療医療安全対策加算2 (地域歯科診療支援病院)

+13点

再診

歯科外来診療医療安全対策加算1

+2点

歯科外来診療医療安全対策加算2 (地域歯科診療支援病院)

+3点

施設基準のまとめ

歯科外来診療医療安全対策加算1

- ・①歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業に登録
- ・②インシデント等の報告・分析体制を整備
- ・①②の**どちらか**を満たす
- ・①歯科医師が複数名
- ・②歯科医師**及び**歯科衛生士がそれぞれ1名以上
- ・①②の**どちらか**を満たす

歯科外来診療医療安全対策加算2 (地域歯科診療支援病院)

- ・インシデント等の報告・分析体制を整備
- ・①歯科医師が複数名
- ・②歯科医師**1名以上かつ**歯科衛生士又は看護職員が1名以上
- ・①②の**どちらか**を満たす

共通の施設基準

- ・緊急対応時の連携機関や方法・対応等の院内掲示を原則として、HP等に掲載する (HP等がない場合は、この限りではない。)
- ・医療安全対策に係る研修受講
- ・医療安全管理者の配置
- ・緊急時の対応
- ・医療安全対策に係る体制整備
- ・医療安全対策に係る院内掲示

初診	歯科外来診療感染対策加算1	+ 12点
	歯科外来診療感染対策加算2	+ 14点
	歯科外来診療感染対策加算3 (地域歯科診療支援病院)	+ 13点
	歯科外来診療感染対策加算4 (地域歯科診療支援病院)	+ 15点
再診	歯科外来診療感染対策加算1	+ 2点
	歯科外来診療感染対策加算2	+ 4点
	歯科外来診療感染対策加算3 (地域歯科診療支援病院)	+ 3点
	歯科外来診療感染対策加算4 (地域歯科診療支援病院)	+ 5点

施設基準のまとめ

通常の歯科外来感染対策	新型インフルエンザ等の感染症等の初声時に対応可能歯科外来感染対策
<p>歯科外来診療感染対策加算1</p> <ul style="list-style-type: none"> ①歯科医師が複数名。 ②歯科医師が1名以上かつ、歯科衛生士もしくは院内感染症対策の研修を受講した職員が1名以上。 ①②のどちらかを満たす。 	<p>歯科外来診療感染対策加算2</p> <ul style="list-style-type: none"> ①歯科医師が複数名。 ②歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上。 ①②のどちらかを満たす。
<p>歯科外来診療感染対策加算3 (地域歯科診療支援病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①歯科医師が複数名配置されている。 ②歯科医師が1名以上かつ、歯科衛生士もしくは看護職員が1名以上。 ①②のどちらかを満たす。 	<p>歯科外来診療感染対策加算4 (地域歯科診療支援病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①歯科医師が複数名。 ②歯科医師が1名以上かつ、歯科衛生士もしくは看護職員が1名以上。 ①②のどちらかを満たす。
<p>加算1・3共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準 院内感染管理者の配置 	<p>加算2・4共通</p> <p>新型インフルエンザ等感染症の発生時</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策・発生動向に関する研修を年1回以上受講の、常勤歯科医師が1名以上 感染症患者又は疑似症患者の診療体制 事業継続計画の策定 医科医療機関との連携体制 地域の歯科医療機関との患者受け入れの連携体制 感染症対策・発生動向等に関する研修の受講状況を報告

1~4すべてで共通の施設基準として

「歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保していること。」と定められています。



**フリーアームシリーズは
施設基準の該当機器です！！**

フリーアーム・シーテクト
公式特設ページ

